

第二部 具体 的 施 策

基本目標 1

暴力の未然防止と早期発見の推進

施策目標 (1) 暴力の未然防止のための教育と啓発の推進

■現状・課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、配偶者暴力に対する認識は社会的に広がってきましたが、平成21年3月の内閣府「男女間における暴力に関する調査」（以下「内閣府調査」という。）によると、配偶者暴力防止法があることは知っていてもその内容も知っているのは全体の1割強にとどまっています。逆に、法があることもその内容も知らなかつたという人は2割以上おり、この割合は、3年前の前回調査時よりも増えています。
- 配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において起こることから、被害者本人の気付きが遅れたり、被害が潜在化する傾向が見られます。また、東京都の「男女平等参画に関する世論調査（平成23年1月調査）」で「被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ」という考え方を5割弱が肯定しているなど、未だに「被害者が悪い」とする周囲の認識不足や認識の誤りもあります。
- 都では、配偶者暴力防止のパンフレットやカードの作成による周知、講演会の開催などによる啓発を行ってきました。配偶者暴力を無くし、暴力防止への理解を広く促すためには、多くの都民に向け、これまでの啓発方法に加えて、対象者に応じた多様な媒体を活用するなど啓発方法の充実により、幅広い普及啓発を行う必要があります。
- また、内閣府調査では、女性の1割強が10歳代から20歳代の頃に交際相手から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のいずれかを受けたことがあることが分かります。その被害について、被害者（男性を含む）の半数は友人や知人に相談し、2割は家族や親戚に相談していますが、被害者の4割弱は誰にも相談していません。被害を相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「自分にも悪いところがあると思ったから」が続いていることから、若年の被害者の受けている行為が暴力であるという認識が必ずしも定着していなかったり、加害者が様々な理由をつけて暴力を正当化するなどの心理的な影響を与えているとも考えられます。
- 都では、若年層向け相談先周知カードを作成し、都内大学、短期大学、専修学校等の学生に配布するなどの取組を行っていますが、若年層に対する啓発方法としては、特に若年層がよく利用する媒体を活用した取組が有効であると考えられます。

- また、暴力の未然防止のためには、お互いを尊重するなどの適切な人間関係形成に向けた取組を行うなど、発達段階に合わせた指導・教育を継続的に推進することが必要です。

■取組の方向性

- 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや配偶者暴力防止法の内容などについて、テレビやインターネット、交通広告等様々な媒体を活用して幅広い普及啓発を実施し、配偶者からの暴力に関する都民の理解を深めていきます。また、企業等と連携した啓発の取組についても検討します。
- 若年層に対しては、特に若年層がよく利用するインターネット等の媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する啓発を推進するとともに、若年層がより相談しやすい方策についても検討します。
- 学校教育においては、学習指導要領に基づいて人権教育を推進し、発達段階に合わせてお互いを尊重する指導を適切に行います。
- また、大学等においても交際相手からの暴力について学ぶ機会を設けるなど、継続的な取組を推進します。
- 特に、配偶者暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対して、配偶者暴力に関する理解を深めるための取組を行います。

■具体的施策

① 都における普及啓発の実施

【これまでの主な取組】

- 一般都民向け講演会の実施
- パンフレット・PRカードの作成・配布
- 広報東京都、ホームページにおける広報展開
- 人権啓発資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布（社会教育関係者向け）

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都の広報紙、テレビやラジオ番組及びホームページ等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。	生活文化局

内容	所管局
○ 配偶者暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施方法なども工夫します。	生活文化局
○ 配偶者暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料の内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、都民及び関係機関の理解を深めていきます。	生活文化局
○ 特に、配偶者暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。	生活文化局
○ 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者暴力について掲載するとともに、内容の充実を図ります。	教育庁

② 区市町村における普及啓発の支援

【これまでの主な取組】

- 区市町村の担当課長会を通じて地域での広報や啓発活動の推進を依頼
- 区市町村に対する講演会やシンポジウム開催時の助言
- 都作成の啓発資料の区市町村への配布・活用促進

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じた情報提供を行い、取組を促します。	生活文化局
○ 区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や貸出しを積極的に行っていきます。	生活文化局

③ 学校での人権教育の推進

【これまでの主な取組】

- 人権教育研究協議会の開催
- 人権教育プログラムの作成・配布（教員向け）

【今後の取組】

内容	所管局
○ 人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われることが児童・生徒への虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長を始め教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。	教育庁
○ 人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。	教育庁

④ 事業者団体等と連携した取組

【これまでの主な取組】

- 「東京都男女平等参画を進める会」の開催（年2回）やメールマガジンを活用した情報提供
- 医師会や弁護士会、法テラス等へ配偶者暴力対策ネットワーク会議を活用した情報提供や研修の情報提供

(※事業者、民間団体やPTA等 32 の団体から構成され、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画の策定・推進に関して、都と連携・協力して取り組む場として設置)

【今後の取組】

内容	所管局
○「東京都男女平等参画を進める会」の参加団体に対してメールマガジンの活用等により、配偶者暴力についての情報提供を充実させていきます。	生活文化局
○ 医師会や弁護士会、法テラスなどへも資料送付や情報提供を行い、連携して啓発活動を行います。	生活文化局
○ 企業における人権研修等の一環として配偶者暴力の内容を取り入れるなど、企業と連携した啓発の取組についても検討します。	生活文化局

⑤ 若年層向け啓発事業の推進

【これまでの主な取組】

- 若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう?」の作成、都内大学・短大・専修学校等への配布
- 教職員に向けた職務関係者研修の実施
- 大学等への研修・講演会の情報提供
- 若年層対象のイベント等の開催時における資料配布

【今後の取組】

内容	所管局
○ 若年層に向けて、交際相手からの暴力についての相談機関を周知するなど、啓発資料を作成し、配布します。	生活文化局
○ 都が行う若年層を対象としたイベント等において資料配布などの啓発活動を行います。	青少年・治安対策本部
○ 若年層がよく利用するインターネット等の様々な媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する啓発を行います。	生活文化局
○ 大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供を始め、大学等と連携した教育・啓発活動を行います。	生活文化局
○ 若年層に対する予防啓発を効果的に実施するための方策を検討するため、若年層における交際相手からの暴力に関する意識や実態について調査・分析を行います。	生活文化局
○ 教職員に対し、交際相手からの暴力についての内容を取り入れた研修を充実します。	生活文化局

施策目標 (2) 早期発見体制の充実

■現状・課題

- 配偶者暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。そのため、配偶者暴力の発見が遅れ、問題がより深刻化することもあります。
- 内閣府調査では、配偶者から受けた被害をどこにも相談しなかった女性の2人に1人、男性の3人に2人が「相談するほどのことではないと思った」と考えています。
- 都では、配偶者暴力対策として、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、これまで様々な関係者に対する啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子供を通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を一層強化していくことが必要です。
- 特に、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者暴力の被害者を発見しやすい立場にいることから、被害者の早期発見や通報、被害者に対する情報提供など積極的な役割が期待されています。必ずしも多くの医療関係者が配偶者暴力に関する知識や被害者への対応方法に精通しているとは言えないことから、一層の周知に努め、医療機関との連携の強化を図っていくことが重要です。

■取組の方向性

- 医療機関や保健センター、保育所・幼稚園・学校等の教職員、民生委員・児童委員等地域で被害者を取り巻く関係者に対する研修など、配偶者暴力の被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実を図ります。
- 特に、医療関係者に対しては、医療関係者向けの広報、医療関係者に特化した対応マニュアル等の作成・配布など、様々な機会を利用して周知を行い、連携の強化を図っていきます。

■具体的施策

① 医療機関における適切な対応

【これまでの主な取組】

- 医療関係者(医師・看護師・MSW^{*} 等)に向けた職務関係者研修の実施
- 都立病院における医療関係者向けの研修の実施
- パンフレット「配偶者からの暴力で悩んでいませんか」の医療機関への配布
- 「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」の改定(配偶者暴力の項目を充実)
(*MSW=メディカルソーシャルワーカー:病気やけがに伴って発生する生活上の問題や悩み、医療費や福祉制度、退院後の社会復帰に関する相談の専門員)

【今後の取組】

内容	所管局
○ 各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者暴力の内容を盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、統一的に対応していきます。	病院経営 本部
○ 医療関係者に対し、配偶者暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。	生活文化局 病院経営 本部
○ 医療関係者に対し、配偶者暴力の早期発見と適切な対応についてのマニュアル等を作成、配布します。	生活文化局
○ 都の医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	生活文化局 福祉保健局

② 保健所や保健センターにおける適切な支援

【これまでの主な取組】

- 保健師等に向けた職務関係者研修の実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムの活用

【今後の取組】

内容	所管局
○ 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。	福祉保健局

内容	所管局
○ 保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者暴力に関する研修等を実施します。	生活文化局 福祉保健局

③ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等

【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の幼稚園・保育所への配布
- 小・中学校、児童館への都作成資料・パンフレット等の配布
- 学校の教職員向け、幼稚園・保育所職員向けなど対象者別の研修の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力がある家庭では、子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者暴力に関するパンフレットを配布する等情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

④ 民生委員・児童委員への研修の実施

【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」・パンフレットの配布
- 民生委員・児童委員の手引に配偶者暴力防止法及び被害者支援について記載
- 民生委員・児童委員等を対象とした職務関係者研修の実施
- 民生委員の行う講座等への講師派遣

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。	生活文化局 福祉保健局
○ 身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。	生活文化局

⑤ 警察における通報への対応

【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力(主に通報・被害者対応)について取り入れた各警察署の相談責任者向け実務研修の実施
- 配偶者暴力被害への通報時の速やかな対応・関係機関との連携の徹底

【今後の取組】

内容	所管局
○ 警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めています。	警視庁
○ 警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。	警視庁
○ 通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対しての研修の充実・強化を図ります。	警視庁

基本目標 2

多様な相談体制の整備

施策目標 (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

■現状・課題

- 都の配偶者暴力相談支援センターでの配偶者暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行後、平成14年度の7,300件が平成22年度には9,442件へと増加しています。
 - 電話相談については、年末年始を除く毎日朝9時から夜9時まで対応しているほか、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談等によってきめ細かい対応に取り組んでおり、また、女性だけではなく男性からの電話相談にも対応しています。
 - このほか、電話や来所による相談が困難な被害者が知りたい情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト上の情報提供を実施しています。
 - また、複雑・多様化する相談に適切に対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を作成し、相談窓口等関係機関共通のマニュアルとして活用しているほか、外部の専門家による相談員へのスーパーバイズ[※]を実施し、相談対応の質の向上にも努めています。
 - 今後も、被害者に対する情報提供・相談支援の充実や、相談機能の充実を図るなど、都の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を一層充実させていく必要があります。
- (※相談員のための研修。外部の専門家を招き、対応事例の検証を行うことや、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受けることなどにより、相談員の資質を向上させるもの)

■取組の方向性

- 外部専門家によるスーパーバイズの充実や支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員の育成などにより、相談者の様々なニーズに適切かつ迅速に対応するための相談機能の充実を図ります。
- また、電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、情報提供を一層充実させます。

■具体的施策

① 被害者支援基本プログラムの活用

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の改定、関係機関への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成、関係機関への配布

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。	生活文化局 福祉保健局

② 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

【これまでの主な取組】

- 年末年始を除く毎日 9 時から 21 時までの相談の実施
- 弁護士・精神科医による面接相談及び男性からの電話相談の実施
- 外部講師による相談員へのスーパーバイズの実施
- 区市相談員等関係機関との各種連携会議等を通じた連携の強化

【今後の取組】

内容	所管局
○ 一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	生活文化局 福祉保健局
○ 男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談、一時保護、自立支援まで適切な対応が取れるよう検討します。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	生活文化局 福祉保健局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実します。	生活文化局 福祉保健局

内容	所管局
○ 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。	生活文化局
○ 交際相手からの暴力の被害者に対し、特別相談を実施するほか、若年層がより相談しやすい方策についても検討します。	生活文化局

③ インターネットによる情報の提供

【これまでの主な取組】

- 東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力被害者ネット支援室」における情報提供

【今後の取組】

内容	所管局
○ 「配偶者暴力被害者ネット支援室」の内容の充実など、インターネットによる情報提供の充実を図ります。	生活文化局
○ 交際相手からの暴力に関する支援情報についても、インターネットによる情報提供を行います。	生活文化局

施策目標（2） 身近な地域での相談窓口の充実

■現状・課題

- 都内における配偶者暴力に関する相談件数は、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警察の合計で平成22年度は約35,500件であり、年々増加しています。とりわけ、区市町村における相談件数は、平成15年度の11,164件が平成22年度には23,462件と大きく増加しています。これは身近な地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどによるものと考えられます。
- しかし、被害者の立場からみると、どの窓口が相談先として最も適切なのか分かりにくかったり、窓口によって対応が異なる場合があるなど、支援を求めるにくいという声もあります。
- 内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力被害を受けた人の相談先として、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター・女性センター、法務局・地方法務局、人権擁護委員はいずれも1%未満であり、どこ（だれ）にも相談しなかったという回答が6割となっています。このことから、現に相談窓口を訪れたのは被害者の一部に過ぎず、地域に相談先との接点がない潜在的な被害者が多いものと考えられます。
- 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正で、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。このため、都では、区市町村に対する支援策として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた手引の作成、被害者支援の中核となる人材や相談員を養成するための研修などを実施してきました。
- 今後も、配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、また、相談を適切な支援に結びつけていくために、身近な地域で適切に相談を受けられる体制を強化することが重要となっています。

■取組の方向性

- 区市町村の男女共同参画センターや福祉事務所、警察等の各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるように、相談体制の強化を図ります。
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援など、区市町村への支援を一層充実させます。

■具体的施策

① 警察における対応

【これまでの主な取組】

- 相談責任者実務研修等各種講習を活用した相談対応等の充実
- 被害者支援に係る配偶者暴力相談支援センターとの連携

【今後の取組】

内容	所管局
○ 警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関の情報や、警察署長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な情報提供を適切に行います。	警視庁
○ 更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実します。	警視庁

② 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援

【これまでの主な取組】

- 相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- コーディネート研修の実施
- 「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成・配布
- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実します。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実します。	生活文化局
○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を促進するため、区市町村に対し、支援センター機能整備に関する説明会を実施します。	生活文化局

施策目標 (3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

■現状・課題

- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人や心身に障害のある人も含まれています。対応に当たっては、これらの被害者の立場に配慮する必要があります。
- 都の配偶者暴力相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。外国人被害者への対応に当たっては、相談や自立に向けた情報提供のための通訳や翻訳などの支援が必要であり、支援策の充実が求められています。都では、外国人被害者支援のため、平成22年度に12言語に及ぶ通訳人材を養成し、区市町村からの依頼に基づき派遣する取組を進めています。
- 心身に障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、配偶者暴力の相談窓口の職員に加えて、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や、各相談窓口との連携などにより、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、外国人被害者や障害のある被害者等に対し、相談窓口などの情報が必ずしも十分に行き届いているとは言えないので、効果的な情報提供が必要です。

■取組の方向性

- 外国人被害者に対しては、養成した外国人被害者支援のための通訳人材の活用などにより、相談体制の充実を図ります。
- 障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や、各相談窓口との連携の強化など、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図ります。
- 外国人被害者や障害のある被害者等への支援に当たっては、被害者に身近な支援団体との連携による取組についても検討します。

■具体的施策

① 外国人被害者への対応

【これまでの主な取組】

- 通訳検討会の開催（21年度）
- 外国籍被害者支援のための通訳者研修の実施、修了者の登録
- 東京都女性相談センターにおける通訳委託、来日外国人女性緊急保護事業の実施
- 外国人登録原票の取扱いについての情報提供

【今後の取組】

内容	所管局
○ 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。	福祉保健局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な通訳に係る人材養成を、民間団体と連携して進めます。	生活文化局
○ 養成した外国人被害者支援のための通訳人材を、区市町村からの依頼に基づき派遣します。	生活文化局
○ 外国人被害者の相談に対応する際に窓口職員が活用できるよう、相談シートを作成し、区市町村に配布します。	生活文化局
○ 外国人登録原票の取扱い等について区市町村窓口及び被害者の双方に周知徹底し、被害者の個人情報の保護を図ります。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者に身近な支援団体を通じて相談窓口を周知するなど、支援団体との連携による取組を検討します。	生活文化局

② 障害のある被害者等への対応

【これまでの主な取組】

- 相談員、職務関係者に対する研修の実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムの改定、活用
- 障害者、高齢者等の各相談窓口等との連携による対応

【今後の取組】

内容	所管局
○ 障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村等職員に対する研修等を実施します。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者に身近な支援団体を通じて相談窓口を周知するなど、支援団体との連携による取組を検討します。	生活文化局

③ 人権擁護機関と関係機関の連携強化

【これまでの主な取組】

- 人権相談機関連絡協議会開催（年4回程度）
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議への人権擁護機関の参加

【今後の取組】

内容	所管局
○ 法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。	総務局

施策目標 (1) 保護体制の整備

■現状・課題

- 平成 21 年 3 月の東京都「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」(以下「実態調査」という。)では、配偶者暴力相談支援センターで面接相談を行った被害者の約半数が、配偶者等から週 1 回以上暴力を受けており、6 割弱が医療機関で治療を受けた経験があると答えています。
- このように配偶者暴力は、身体や生命に危険が及ぶ可能性があり、被害者が保護を求める場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、平成 14 年度以降、概ね 500 件から 600 件の配偶者暴力被害者の一時保護を行ってきました。そのうち、6 割程度は子供を同伴しています。一時保護中の同伴児童に対しては、保育室の設置や保育士の配置により保育を行うほか、職員等による就学児童への学習支援を行うなどの対応を行っていますが、同伴児童への対応の一層の充実が必要です。
- 配偶者暴力被害者には、被害の状況等から精神的に不安定な被害者や、貧困や児童虐待などの複合的な問題を抱えた被害者など多く見られるところから、同伴児童も含めた心理的なケアの充実も必要です。また、平成 22 年度には、一時保護件数の約 1 割を外国人女性が占めています。このほか、障害者、高齢者、妊産婦など特別な配慮を必要とする場合もあり、被害者の状況に応じた対応の一層の充実が必要となっています。
- 都の配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けた被害者全体のうち、およそ半数は委託施設（民間施設）で保護を受けています。被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行えるよう、民間団体との連携も含めた対応も求められます。

■取組の方向性

- 一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じたより適切な保護を実施できるように、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターの利用など民間団体との連携も含め、

保護体制の充実を図ります。

- 児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応の充実を図ります。

■具体的施策

① 一時保護体制の拡充

【これまでの主な取組】

- 東京都女性相談センターにおける一時保護の実施
- ケース内容に対応した委託施設での一時保護の実施
- 一時保護を必要とする外国人に対する通訳委託対応
- 母子ケースにおける同伴児童対応強化

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、民間委託の拡充に努めます。	福祉保健局
○ 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。	福祉保健局
○ 外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。	福祉保健局
○ 民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。	福祉保健局
○ 障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。	福祉保健局
○ 男性被害者の一時保護について、宿泊所など既存施設の一時利用等を含め、適切な対応がとれる体制について検討します。	福祉保健局

② 同伴児童への対応の充実（新）

【今後の取組】

内容	所管局
○ 保育室の設置や保育士の配置などにより、保育の充実を図ります。	福祉保健局
○ 就学児童に対する適切な学習機会の提供を行います。	福祉保健局
○ 児童に対する心理的ケアの充実を図ります。	福祉保健局

施策目標 (2) 安全の確保

■現状・課題

- 被害者の安全は、緊急時の一時保護だけではなく、被害者が加害者の追及から逃れるなどして、通常の社会生活を送る中でも確保されるべきものです。東京都の実態調査では、被害者の約4割が加害者からの追跡について不安を感じていると答えています。また、被害者支援を行う民間機関の2割以上が加害者からの問い合わせや威圧的行為を受けています。
- 被害者の安全を確保するためには、保護命令制度の利用が有効です。最高裁判所の司法統計によると、裁判所への保護命令の申立件数は増加傾向にあります。また、発令件数では、警視庁に通知された保護命令件数は例年100件を超えており、全国では例年2,000件を超える保護命令が発令されています。
- 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、保護命令の対象が被害者と同居する未成年の子供だけでなく、危害を被るおそれのある親族・知人にも広がりました。平成20年以降、全国で発令された保護命令の3割弱は親族等への接近禁止命令を含んでいます。被害者とその子供のみならず、親族等に対する安全確保が求められていることが分かります。警察庁の統計では全国の保護命令違反での検挙者数が微増の傾向にあることからも、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。
- また、国「第3次男女共同参画基本計画」においては、「保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。」とされています。都としては、国の動向を踏まえつつ、被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行うことも必要です。
- 保護命令が出ていない場合でも、被害者及び関係者に危険が及ばないよう、保護命令だけではなく、ストーカー規制法等についても周知するなど、適切な対応が必要です。

■取組の方向性

- 保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者及び関係者の安全の確保に向けて適切な対応を行います。
- 警察との連携の強化に加えて、学校や保育所等各関係機関との連携の強

化を図ります。

- 被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、保護命令期間の延長や緊急保護命令の創設など保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行います。

■具体的施策

① 警察署長等による援助

【これまでの主な取組】

- 緊急に一時的な保護を求める被害者に対する対応と、関係機関への連絡及び必要に応じた援助の実施
- 保護命令違反の取締りや被害者等の安全確保

【今後の取組】

内容	所管局
○ 法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。	警視庁
○ 保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族・支援者等の安全確保を行います。	警視庁
○ 被害者やその子供だけではなく、親族や支援者に対しても、必要に応じて各種法令、配偶者暴力防止法による保護命令、ストーカー規制法などの適用を検討し、検挙等厳正な対応を行います。	警視庁

② 被害者の親族等の安全の確保

【これまでの主な取組】

- 保護命令制度改正について各種行事でのパンフレット配布等広報の実施
- 必要に応じたストーカー規制法等の周知・活用

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の親族・支援者も保護命令の対象であることについて広く周知し、適切に対応します。	警視庁
○ 保護命令の対象ではない場合でも、安全を確保するため、必要に応じてストーカー規制法等の適用を検討します。	警視庁

③ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化

【これまでの主な取組】

- 教員・保育士等に向けた職務関係者研修の実施
- 児童相談担当部署と配偶者暴力相談支援センターの連携体制整備

【今後の取組】

内容	所管局
○ 教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

基本目標 4 | 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

施策目標 (1) 総合的な自立支援の展開

■現状・課題

- 被害者がその生活を再建し、自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保、子供の教育等様々な課題があります。その解決に向けて、多岐にわたる関係機関が連携を図り、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。都では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して都内の各関係機関が統一的な支援を行えるように努めています。
- 長期間の暴力により、加害者から逃れた後も心理的な影響に悩み、回復に時間がかかる被害者も多いため、心理的なサポートが必要です。都の配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が自立のために必要とする心理的サポートや就労、法律等の自立支援情報の提供を行う講座等を実施しています。
- また、自立生活の再建のためには、専門的知識を持った支援者が生活保護の受給手続や離婚調停等の法的手続に同行支援を行うなど、日常的な支援が求められています。
- また、被害者が自立支援のための各種手続を行うに当たり、複数の窓口に個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明することは、被害者にとって心理的に大きな負担になる上、加害者に遭遇する危険性を高めるおそれがあります。このため、関係機関が連携し、被害者の負担を軽減する取組も必要となります。
- 被害者にとって身近な地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、都の配偶者暴力相談支援センターにおける各種情報提供や講座などの自立支援機能を充実させるとともに、区市町村の福祉事務所等との連携を深めることが必要です。

■取組の方向性

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供や講座等の支援策の充実など、自立支援機能の充実を図ります。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

- 被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など、被害者の負担軽減に向けた支援のあり方について検討します。

■具体的施策

① 総合的な被害者支援のための質の充実

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の改定、関係機関への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成、関係機関への配布

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など、被害者の負担軽減に向けた支援のあり方について検討します。	生活文化局

② 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充

【これまでの主な取組】

- 被害者の自立のための多様な支援とその関係団体等についての情報収集及び提供の充実
- 東京ウィメンズプラザにおける自立支援講座の実施
- 自助グループへの活動場所の提供等の支援
- 自助グループ、サポートグループの情報提供等の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。	生活文化局 福祉保健局

内容	所管局
○ 被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座を充実します。	生活文化局 福祉保健局
○ 孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ※に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っていきます。 (*カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ)	生活文化局
○ 被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。	生活文化局
○ 区市町村と民間団体の連携を促すなど、被害者に対する同行支援の充実について検討します。	生活文化局
○ 区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。	生活文化局

③ 福祉事務所等との連携強化

【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力対策ネットワーク会議等の活用
- 婦人相談員研修、各種連携会議等を通じた連携・協力体制強化

【今後の取組】

内容	所管局
○ 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 被害者から生活保護の相談があった際の対応及び申請を受けた際の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所等保護の実施機関に対して働きかけます。	福祉保健局

(4) ひとり親家庭の支援の充実

【これまでの主な取組】

- 母子家庭相談指導者研修会
- 母子家庭及び寡婦自立促進講習会
- 自立促進相談員による就業相談の実施
- 自立支援給付金事業

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援します。	福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。	福祉保健局

施策目標 (2) 安全で安心できる生活支援

■現状・課題

- 被害者の自立を支援していく上で重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し安心して生活できるよう支援することです。
- そのためには、加害者の追及が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続について、都や区市町村の各所管部署が共通した理解を持ち対応することが求められます。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育所などの関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者や関係者の安全を確保して安心して生活できるようにするために、保護命令や離婚調停などの法的手續が大きな効力を発揮します。しかし、心身ともにダメージを抱えた被害者自身が独力で全ての手続を行うことは困難です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、相談業務の中で法的手續に関する情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しています。今後、法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携による、被害者への法的支援の一層の充実が求められます。
- また、被害者が精神的なダメージから回復し、心身ともに自立した生活を送るために、同じ被害を受けた体験者同士が悩みを共有し支えあう民間の自助グループやサポートグループによる活動が大きな役割を果たしています。東京都の実態調査によると、被害者の多くがこうした支援や協力が必要であると回答しており、閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの視点からも、自助グループ等への参加支援等が重要です。

■取組の方向性

- 被害者や関係者が安全に生活できるように、住民票の取扱い等について関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。
- また、子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係機関との連携の強化を図ります。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう、法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携による法的支援の一層の充実を図ります。
- また、民間の自助グループ等への参加を希望する被害者への情報提供や

紹介、自助グループ等への活動場所の提供などの支援を行います。

■具体的施策

① 住民票の取扱い等適切な運用

【これまでの主な取組】

- 住民基本台帳の取扱指導の徹底
- 個別相談における適切な情報提供と情報保護の徹底

【今後の取組】

内容	所管局
○ 住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど、情報の保護が留意されたことを踏まえ、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるよう、指導を徹底します。	総務局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	生活文化局 福祉保健局

② 医療保険に関する適切な情報提供

【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する制度の周知徹底
- 個別相談における適切な情報提供、保険者への協力依頼

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。	生活文化局 福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局

内容	所管局
○ 被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について、医師会等を通じて医療機関に周知し、適切な対応を求めていきます。	生活文化局 病院経営 本部

③ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供

【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する制度の周知徹底
- 個別相談における適切な情報提供

【今後の取組】

内容	所管局
○ 国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局

④ 就学の支援

【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する情報提供の徹底
- 区市町村の関係機関との連携による安全確保

【今後の取組】

内容	所管局
○ 子供の安全を確保するため、学校において被害者の子供の転校先や居住地等の情報の適切な管理を行います。	教育庁
○ 子供の安全の確保に当たり、学校等により対応の違いが出ないよう、定期連絡会、情報交換会などを活用し、就学支援等についての情報の共有化を図ります。	教育庁
○ 都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を強化します。	生活文化局 教育庁

⑤ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等（再掲）

【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の幼稚園・保育所への配布
- 小・中学校、児童館への都作成資料・パンフレット等の配布
- 学校の教職員向け、幼稚園・保育所職員向けなど対象者別の研修の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力がある家庭では、子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者暴力に関するパンフレットを配布する等情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁
○ 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	生活文化局 福祉保健局 教育庁

⑥ 自助グループへの参加支援

【これまでの主な取組】

- 自助グループへの活動場所の提供
- 安全に配慮した情報提供の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行っていきます。	生活文化局
○ 参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行っていきます。	生活文化局
○ 閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の観点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。	生活文化局

⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

【これまでの主な取組】

- 弁護士による法律相談の実施
- 相談業務の中での保護命令等法的手続、支援機関等の情報提供

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。	生活文化局 福祉保健局
○ 法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。	生活文化局 福祉保健局

施策目標 (3) 就労支援の充実

■現状・課題

- 東京都の実態調査によると、被害者のおよそ6割が無職（主婦）であり、そのうちのおよそ8割は子供がいると回答しています。配偶者暴力の被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、安定した職業に就き、経済的な基盤を確保する必要があります。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練等を行っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、子供のいる被害者が安心して受講できるよう、託児サービスを設けて、就労支援をテーマにした自立支援講座を実施しているほか、民間ボランティアと連携したパソコン講座なども行っています。
- 今後は、被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供に取り組む必要があります。

■取組の方向性

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に取り組みます。
- また、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。
- 被害者の就労を支援するための企業等と連携した取組についても検討します。

■具体的施策

① 職業訓練の充実

【これまでの主な取組】

- 職業能力開発センター・校、国立・都営障害者校の通常業務の中で対応
- 母子家庭の母等の就労支援事業（職業訓練手当の支給、委託訓練）の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都立職業能力開発センターにおいて、就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施し、希望者に対して業務を通じて支援します。	産業労働局
○ 母子家庭の母等の職業的自立を支援するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、職業訓練の受講機会の確保を図っていきます。	産業労働局

② 東京しごとセンター等における就労支援

【これまでの主な取組】

- 東京しごとセンターにおけるキャリアカウンセリング、就業相談、求職活動支援セミナー、能力開発、職業紹介等の実施
- 東京しごとセンターにおける被害者への対応に係る研修等の実施
- 東京ウィメンズプラザにおける就労支援をテーマにした講座やマザーズハローワークとの連携による講座の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。	産業労働局
○ 東京しごとセンターにおいて、被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修等を実施します。	産業労働局
○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。	生活文化局 福祉保健局

(3) 民間ボランティア等との連携によるＩＴ講座の実施

【これまでの主な取組】

- 民間ボランティア団体との連携によるパソコン講座の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、ＩＴ講座を実施します。	生活文化局

(4) 事業者との連携による就労支援の仕組みづくり

【これまでの主な取組】

- 企業及びボランティアと連携した就労体験の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内企業や事業者、ボランティアなどとの協力、民間団体との連携により就労体験の場を提供する等、就労支援の方策を進めます。	生活文化局

施策目標 (4) 住宅確保のための支援の充実

■現状・課題

- 被害者の多くは無職であったり、就業していてもパートやアルバイトなど収入が安定しない雇用形態である場合が多いことから、被害者が住んでいた家や一時保護施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。
- 一時保護施設等を退所した後の被害者の当面の住まいとして、都では社会福祉施設等がその役割を果たしています。
- また、都では、単身の被害者への都営住宅の入居や、被害者世帯への当選倍率の優遇など、都営住宅を活用した住宅確保支援を行っています。
- 被害者が民間の賃貸住宅に入居を希望する場合、一時保護施設や婦人保護施設等の退所者に対しては、連帯保証制度等についての情報提供を行っています。保証人がいないため住宅を借りることができない被害者に対しては、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための公的保証などの制度も必要と考えられます。

■取組の方向性

- 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。
- 被害者の住宅確保のため、引き続き都営住宅を活用した支援に取り組みます。
- また、区市町村等の関係機関と連携し、住宅確保に向けた支援策の充実について検討します。
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等の退所者への連帯保証制度等適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について、引き続き国への働きかけを行います。

■具体的施策

① 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保

【これまでの主な取組】

- 単身の被害者への都営住宅入居の実施
- 世帯向け募集における当選倍率の優遇
- ポイント方式による募集
- 母子生活支援施設等退所者向け特別割当の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。	都市整備局
○ 20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当選倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。	都市整備局
○ ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当選倍率の優遇を行います。	都市整備局
○ ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。	都市整備局

② 一時保護施設等退所後の支援

【これまでの主な取組】

- 区市町村等と連携した利用可能な既存施設の検討、活用

【今後の取組】

内容	所管局
○ 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。	福祉保健局
○ 被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。	福祉保健局

内容	所管局
○ 被害者が一時保護施設等を退所した後の住宅確保策の充実のため、民間団体によるステップハウスの立ち上げを支援します。	生活文化局

③ 家賃債務保証制度に関する国への要望

【これまでの主な取組】

- 一時保護施設等退所者に対する自立援助促進事業の情報提供
- 公的保証制度についての国への要望

【今後の取組】

内容	所管局
○ 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者で、連帯保証人を見つけることが困難な場合に支援できるよう、全国共通な公的保証制度の創設について国等へ要望を行います。	生活文化局

施策目標 (5) 子供のケア体制の充実

■現状・課題

- 配偶者暴力のある家庭では、同居する子供にも加害者から直接暴力が及ぶケースが半数近くあります。また、直接暴力を受けていなくても、児童虐待防止法では、家庭内で配偶者暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を与えることは児童に対する虐待であると定義されています。
- 東京都の実態調査によると、加害者から暴力を受けた子供への影響として、「加害者への憎悪・恐れ」「緊張」「性格・情緒のゆがみ」などの回答が多く挙げられています。また、同調査では、子供を持つ被害者の3割以上が子供の心のケアについての不安を抱えており、被害者とともに子供が安心して生活できるように見守る体制が求められています。
- 都では、配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習する講座を実施しています。
- 子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が密接に連携するとともに、区市町村の子供家庭支援センター等との連携により子供のケア体制を充実することも重要です。東京都の実態調査によると、民間機関等の8割前後は福祉事務所や児童相談所、学校、子供家庭支援センターと連携して子供への支援を行った実績があります。
- 都では、子供の支援に当たる各機関が共通の認識を持って対応するための子供のケアプログラムを作成し、関係機関において活用してきましたが、この内容の充実を図るとともに、関係機関の連携を一層強化する必要があります。

■取組の方向性

- 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、同伴する子供に対しても、被害者と同様に切れ目のない継続的なケアの提供に取り組みます。
- また、児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアの充実を図ります。
- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援に当たる各機関の関係者への研修や情報提供の充実により、配偶者暴力に対する理解を深めていきます。

■具体的施策

① 子供のケア体制の徹底

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム(ケアプログラム)」の活用
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した関係機関との連携強化
- 一時保護中の同伴児童のケア体制の充実

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を徹底していきます。	生活文化局 福祉保健局
○ 関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。	生活文化局
○ 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実します。	生活文化局

② 子供家庭支援センターの拡充

【これまでの主な取組】

- 子供家庭支援センターを設置する市町村※に対し一定の補助を実施
(※区に対しては 19 年度から補助ではなく都区財政調整に算入)

【今後の取組】

内容	所管局
○ 市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見を始め、子供と家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子供家庭支援センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行います。	福祉保健局

③ 子供の心のケアの充実（新）

【今後の取組】

内容	所管局
○ 児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラーや等を活用した子供の心のケアを行います。	福祉保健局 教育庁

④ 子供に対する講座の実施

【これまでの主な取組】

- 東京ウィメンズプラザにおける子供に対する講座「子どもひろば」の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。	生活文化局

基本目標 5 関係機関・団体等の連携の推進

施策目標 (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

■現状・課題

- 被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。
- 都では、平成 19 年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置し、配偶者暴力対策における連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題への対応を検討しています。
- また、半数以上の区市町村で、配偶者暴力対策のための関係機関の連絡会議が設置され、関係機関同士のネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携ネットワークの核となるものです。平成 19 年度の法改正を踏まえて、都は区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備を促進するため、手引の作成や相談窓口の設置などの支援を行ってきました。
- 今後も引き続き、区市町村における相談・自立支援機能の強化に向けて、配偶者暴力対策基本計画の策定等の支援を行うとともに、広域的・専門的な取組の一層の充実と調整機能の強化を図っていく必要があります。

■取組の方向性

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を一層進めるとともに、引き続き都と区市町村との連携強化を図ります。
- 被害者が身近な地域で充実した支援を受けることができる体制づくりのため、区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備への支援や基本計画の策定支援など、区市町村に対する支援を一層充実させていきます。

■具体的施策

① 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進

【これまでの主な取組】

- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置、技術的支援
- 区市町村に対する相談員養成講座、コーディネート研修等の実施
- 広域自治体として専門相談、一時保護、職務関係者研修の実施
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議の活用

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。	生活文化局
○ 区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。	生活文化局
○ 都は広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	生活文化局 福祉保健局
○ 都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。	

② 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援

【これまでの主な取組】

- 基本計画策定予定の区市町村に対する事前の意見交換、助言

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定を進めるため、区市町村に対し、基本計画策定に関する説明会を実施します。	生活文化局

内容	所管局
○ 区市町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。	生活文化局

③ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)

【これまでの主な取組】

- 相談員養成講座、相談員スーパーバイズの実施
- コーディネート研修の実施
- 「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成・配布
- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置

【今後の取組】

内容	所管局
○ 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実します。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実します。	生活文化局
○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を促進するため、区市町村に対し、支援センター機能整備に関する説明会を実施します。	生活文化局

④ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実

【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営
- ネットワーク会議への法曹三者等の参加による関係機関の連携強化
- 事業推進検討を行う「推進部会」、相談等実務担当者で事例検討その他の検討を行う「連携部会」の設置・運営

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	生活文化局
○ 推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。	生活文化局
○ 連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。	生活文化局

⑤ 被害者支援基本プログラムの活用（再掲）

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の改定、関係機関への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成、関係機関への配布

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。	生活文化局 福祉保健局

施策目標 (2) 民間団体との連携・協力の促進

■現状・課題

- 被害者にきめ細かい支援を行うためには、民間の支援団体が大きな役割を担っています。民間の支援団体の中には、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も少なくありません。
- 都では、被害者及び子供への各種支援事業やシェルター等被害者支援施設の安全対策の強化など、配偶者暴力対策に関する民間団体等の自主的な活動を支援するため、経費の一部を助成しています。今後も引き続き、民間団体の取組を行政として支援する必要があります。
- また、民間団体の協力のもと、被害者支援活動の意思を持つ通訳者の人材の養成を行っているほか、配偶者暴力対策ネットワーク会議に各種民間団体の参加を得るなど、民間団体との連携の促進に取り組んでいます。
- 被害者に対するきめ細かい支援のため、民間団体が活動しやすい環境整備を行い、相互の意思疎通を図りながら連携を強化していく必要があります。

■取組の方向性

- 被害者に対するきめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していきます。

■具体的な施策

① 民間団体との連携の促進

【これまでの主な取組】

- DV 防止等民間活動助成事業の実施
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議への民間団体の参加
- 講座・研修等の情報提供、関係団体との情報交換

【今後の取組】

内容	所管局
○ 民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、その活動を支援します。	生活文化局
○ 被害者の自立に向けて継続的できめ細かい支援を行う民間団体の新たな取組に対し、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して助成を行います。	生活文化局
○ 被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。	生活文化局
○ 配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかに行います。	生活文化局

② 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

【これまでの主な取組】

- 外国籍被害者のための通訳者研修の実施、修了者の登録

【今後の取組】

内容	所管局
○ 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な通訳に係る人材養成を、民間団体と連携して進めます。	生活文化局
○ 民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、関係機関、民間団体と調整を行います。	生活文化局

基本目標 6

人材育成の推進と適切な苦情対応

施策目標 (1) 人材の育成

■現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者には、暴力により被害者が受けた精神的ダメージについて正しい理解と配慮が必要です。
- これまで都では、適切な支援に向けて、相談員や医療関係者、教職員、民生委員・児童委員などの職務別に、早期発見や相談、自立支援など対応に必要な研修を行ってきました。
- 今後、被害者の安全を確保して本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体との協働によって研修内容の充実を図るとともに、研修対象者の拡大によって幅広く人材を育成することが必要です。
- また、配偶者暴力相談支援センターや区市町村の相談窓口等で被害者の自立支援を行う相談員等に対しては、福祉に関する手続や地方裁判所への保護命令の申立てなどの法的な手続に関する専門的知識の習得や、関係機関との連絡調整を円滑に行う能力の向上に向けた取組が必要です。
- また、育成した人材を効果的に活用し、被害者支援の質の向上を図るために、相談員等の専門的能力を適正に評価し、それに見合った処遇の検討も求められます。
- 併せて、相談員や福祉事務所及び一時保護施設の職員等、被害者の支援に直接携わる職員が代理受傷によるバーンアウト^{*}に陥らないよう、スーパーバイズなど心理的負担の軽減に向けた対策の充実も欠かせません。
(^{*}相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷つき、相談を受けることに対して疲れ、燃え尽きたようになってしまふこと、バーンアウト：燃え尽き症候群)

■取組の方向性

- 被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、被害者の支援に当たる人材を幅広く育成します。
- 相談員の資格の認定について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組を行います。

■具体的施策

① 職務関係者研修の充実

【これまでの主な取組】

- 相談担当者、医療関係者、教員、民生委員・児童委員等、年7回の対象別職務関係者研修の実施
- 職務関係者研修（基礎研修2回）における参加対象者の拡大
- コーディネート研修の実施
- 相談員に対するスーパーバイズ、ケースカンファレンスの実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。	生活文化局
○ 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実します。	生活文化局
○ 相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング※等を行います。 (※相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞きあうこと)	生活文化局
○ 相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。	生活文化局

施策目標（2）二次被害の防止

■現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者の不適切な対応によって、被害者がいわゆる「二次被害※」を受けて更に大きなダメージを抱え込むとともに、支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される例が依然として少なくありません。
- 都では、職務関係者に加え、区市町村の住民票や国民年金担当課の職員など、広く窓口で対応に当たる職員を対象に研修を実施するなどの取組を行っています。
- 行政機関の関係者のみならず警察や司法関係者等も含めた様々な支援機関と連携し、研修の実施等を通じて、配偶者暴力への理解を深め、適切な対応が取られるよう働きかけていく必要があります。
(※加害者からではなく被害者が被害の後に公的機関や被害を取り巻く周囲の人々の言動によって更に傷つけられること。)

■取組の方向性

- 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実等を図ります。

■具体的な施策

① 二次被害防止のための研修の充実

【これまでの主な取組】

- 職務関係者研修に二次被害防止に係る事項を盛り込み実施
- 警察、司法関係者、民間団体等への職務関係者研修参加の働きかけ

【今後の取組】

内容	所管局
○ 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。	生活文化局

内容	所管局
○ 警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修への参加を促すほか、各団体での研修等への取組を働きかけます。	生活文化局

施策目標 (3) 苦情への適切かつ迅速な対応

■現状・課題

- 配偶者暴力相談支援センターを始めとした支援機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申出に対して、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方法の改善を図るなど、ルールに沿った速やかで適切な対応に努めています。
- 今後も、被害者に対する説明責任と支援機関の対応能力向上に向けた取組の推進が必要です。

■取組の方向性

- 苦情の申出に適切に対応するため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図ります。

■具体的施策

① 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

【これまでの主な取組】

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける苦情処理担当の設置、区市町村への設置依頼
- 職務関係者研修における実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムによる苦情処理対応の周知

【今後の取組】

内容	所管局
○ 被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。	生活文化局
○ 苦情処理基準、処理の流れを示したマニュアル等の作成や、苦情処理内容と対応結果についての事例集の作成等により、苦情処理の手順を周知します。	生活文化局

施策目標 (1) 調査研究**■現状・課題**

- 配偶者暴力の防止のためには、配偶者暴力を生み出す背景・原因や配偶者暴力に関する実態、都民の意識等を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に関する施策を検討することが必要です。
- 都では、平成15年度、20年度とこれまでに二度の実態調査を行い、被害の実態と関係機関の現状などを分析し、配偶者暴力対策基本計画における施策に反映させてきました。今後も適切な時期に配偶者暴力相談支援センターにおける相談や支援の実態等を調査し、その傾向と状況の分析を行うことが必要です。

■取組の方向性

- 都内における配偶者暴力の被害や支援の実態等を把握・分析し、被害者が真に必要とする施策を検討していきます。

■具体的な施策**① 配偶者暴力被害に関する調査研究****【これまでの主な取組】**

- 「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」の実施（20年度）
- 男女平等参画状況年次報告における配偶者暴力の状況調査

【今後の取組】

内容	所管局
○ 都における相談事例の分析など、定期的に配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行います。	生活文化局
○ 若年層に対する予防啓発を効果的に実施するための方策を検討するため、若年層における交際相手からの暴力に関する意識や実態について調査・分析を行います。	生活文化局

施策目標 (2) 加害者対策の検討

■現状・課題

- 配偶者暴力の加害者への対応は、被害者の保護のみならず暴力を防止する観点からも、社会にとって重要なことであると言えます。
- しかし、加害者への対応については、国の研究や都を含む自治体の取組等においても、有効な対策が打ち出されているとは言い難い状況です。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、配偶者暴力の加害者更生の取組として、「加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。」とされています。
- 実効性ある加害者更生プログラムの実施に当たっては、専門的知識を持つ人材の育成、加害者の参加についての刑事司法制度における位置付けなど、国による取組が不可欠であることから、国における調査研究の状況を注視するとともに、引き続き、国に対し必要な法制度の整備等を働きかける必要があります。
- また、都においても、配偶者暴力相談支援センターで実施している男性相談等に寄せられた加害者からの相談事例を分析し、実態の把握等に努めることが必要です。

■取組の方向性

- 男性相談における加害者からの相談事例の分析を通じた実態の把握などに努めます。
- 加害者更生プログラムについては、国における調査研究の状況把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等を行うよう、引き続き国への働きかけを行います。

■具体的施策

① 加害者対策のあり方検討

【これまでの主な取組】

- 男性のための悩み相談の内容分析
- 実効性ある加害者更生プログラムに係る国への要望

【今後の取組】

内容	所管局
○ 国における加害者対策等に関する情報及び研究成果の収集を行うとともに、都の男性相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行います。	生活文化局
○ 国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。	生活文化局

配偶者暴力対策基本計画 施策所管局一覧

基本目標1 暴力の未然防止と早期発見の推進	
施策目標(1)暴力の未然防止のための教育と啓発の推進	(所管局)
①都における普及啓発の実施	生活文化局・教育庁
②区市町村における普及啓発の支援	生活文化局
③学校での人権教育の推進	教育庁
④事業者団体等と連携した取組	生活文化局
⑤若年層向け啓発事業の推進	青少年・治安対策本部・生活文化局
施策目標(2)早期発見体制の充実	
①医療機関における適切な対応	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
②保健所や保健センターにおける適切な支援	生活文化局・福祉保健局
③学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化局・福祉保健局・教育庁
④民生委員・児童委員への研修の実施	生活文化局・福祉保健局
⑤警察における通報への対応	警視庁
基本目標2 多様な相談体制の整備	
施策目標(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
①被害者支援基本プログラムの活用	生活文化局・福祉保健局
②配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	生活文化局・福祉保健局
③インターネットによる情報の提供	生活文化局
施策目標(2)身近な地域での相談窓口の充実	
①警察における対応	警視庁
②区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	生活文化局
施策目標(3)被害者の状況に応じた相談機能の充実	
①外国人被害者への対応	生活文化局・福祉保健局
②障害のある被害者等への対応	生活文化局・福祉保健局
③人権擁護機関と関係機関の連携強化	総務局
基本目標3 安全な保護のための体制の整備	
施策目標(1)保護体制の整備	
①一時保護体制の拡充	福祉保健局
②同伴児童への対応の充実	福祉保健局
施策目標(2)安全の確保	
①警察署長等による援助	警視庁
②被害者の親族等の安全の確保	警視庁
③学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	生活文化局・福祉保健局・教育庁
基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
施策目標(1)総合的な自立支援の展開	
①総合的な被害者支援のための質の充実	生活文化局・福祉保健局
②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	生活文化局・福祉保健局
③福祉事務所等との連携強化	生活文化局・福祉保健局
④ひとり親家庭の支援の充実	福祉保健局
施策目標(2)安全で安心できる生活支援	
①住民票の取扱い等適切な運用	総務局・生活文化局・福祉保健局
②医療保険に関する適切な情報提供	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
③年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	生活文化局・福祉保健局
④就学の支援	生活文化局・教育庁
⑤学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)	生活文化局・福祉保健局・教育庁
⑥自助グループへの参加支援	生活文化局
⑦配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	生活文化局・福祉保健局

基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
施策目標(3)就労支援の充実	(所管局)
①職業訓練の充実	産業労働局
②東京しごとセンター等における就労支援	生活文化局・福祉保健局・産業労働局
③民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施	生活文化局
④事業者との連携による就労支援の仕組みづくり	生活文化局
施策目標(4)住宅確保のための支援の充実	
①都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	都市整備局
②一時保護施設等退所後の支援	生活文化局・福祉保健局
③家賃債務保証制度に関する国への要望	生活文化局・福祉保健局
施策目標(5)子供のケア体制の充実	
①子供のケア体制の徹底	生活文化局・福祉保健局
②子供家庭支援センターの拡充	福祉保健局
③子供の心のケアの充実	福祉保健局・教育庁
④子供に対する講座の実施	生活文化局
基本目標5 関係機関・団体等の連携の推進	
施策目標(1)広域連携と地域連携ネットワークの強化	
①都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	生活文化局・福祉保健局
②区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援	生活文化局
③区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	生活文化局
④配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	生活文化局
⑤被害者支援基本プログラムの活用(再掲)	生活文化局・福祉保健局
施策目標(2)民間団体との連携・協力の促進	
①民間団体との連携の促進	生活文化局
②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化局
基本目標6 人材育成の推進と適切な苦情対応	
施策目標(1)人材の育成	
①職務関係者研修の充実	生活文化局
施策目標(2)二次被害の防止	
①二次被害防止のための研修の充実	生活文化局
施策目標(3)苦情への適切かつ迅速な対応	
①相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	生活文化局
基本目標7 調査研究の推進	
施策目標(1)調査研究	
①配偶者暴力被害に関する調査研究	生活文化局
施策目標(2)加害者対策の検討	
①加害者対策のあり方検討	生活文化局